

会長の時間 第10回 善行褒章の判断基準

日出ロータリークラブ

会長 加賀山 茂

はじめに

これまでの会長の時間で、私は、ロータリークラブの基本的な理念について、「四つのテスト」の意味（第1回）、「ロータリーの目的」の意味（第2回）、「五大奉仕部門」（第3回）、「公平とは何か」について、タクシーの相乗りの場合の料金の公平な負担について検討させていただき（第5回）、「微笑みを微笑みで返す」とか「いただいたら、お返しする」とかという共感脳の抱える「やられたら、やり返す」というジレンマについて（第6回）、偽りの親睦と四つのテストの関係（第7回）、新型コロナウイルス感染症対策（第8回）、善行とは何か（第9回）について話しました。そして、いずれの回においても、本年度のRI会長（Holger Knaack氏）のテーマである「ロータリーは機会の扉を開く」を活用させていただき、3つの扉の色に即して、**赤い扉**は、「親睦（和らぎ睦び）」として、**黄色の扉**は、「職業倫理の向上」として、**青の扉**は、「次世代への奉仕活動の実践」として整理させていただきました。



今回は、前回に引き続き、日出ロータリークラブが毎年行っている善行褒章の基準となる民法の規定（事務管理）について話したいと思います。

1. 善行褒章とは何か？

日出ロータリークラブが毎年行っている善行褒章について話題を提供したいと思います。これまでの経験に照らすと、**善行褒章を行った際に、児童のお礼のスピーチの多くは、「当たり前と思ってやったことで褒めていただき、とてもうれしく思います。」**というものです。

それでは、当たり前のことがなぜ、善行に値するのでしょうか。その理由は、その児童が、義務でもないのに率先して他人のために奉仕活動を行ったからです。

子どもには大人ほど多くの義務は課されていません。大人であれば、義務であっても、子どもには義務が課されていないことが多いのです。

たとえば、大人にはその子に教育を受けさせる義務があります（憲法26条）。しかし、子どもは教育を受ける権利があるだけで、義務はありません。ですから、義務ではないのに、自発的に学習したり、自発的に奉仕活動をしたりする児童は褒章に値するのです。

また、大人には勤労の義務がありますが（憲法27条）、子どもには、勤労の義務はありません。ですから、義務ではないのに、自発的によく学ぶ児童は褒章に値するのです。

2. 善行褒章の評価基準（事務管理）

義務でもないのに奉仕活動をする児童は褒章に値します。しかし、奉仕活動だったら何でも褒章に値するかというと、そうではありません。

善行といえるためには、奉仕を受ける立場の本人の意思と本人の利益という点から奉仕活動を評価する必要があるのです。

(1) 日本の民法

落とし物を拾って、届けてあげたり（遺失物法）、おぼれる人を救助したり（水難救助法）などは、善行に違いありませんが、法律上は、「事務管理」と言われています。

第697条（事務管理）

①義務なく他人のために事務の管理を始めた者（管理者）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（事務管理）をしなければならない。

②管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

(2) 日本の民法の立法理由（本人の利益よりも本人の意思の尊重）

・本条第2項は、管理の方法に付き本人の意思が管理者に明白なるか又は之を推知することを得る場合に於ては、第1項に規定する所の管理の方法に依らずして、寧ろ、本人の意思に従ひ管理を為すべきことを規定したものなり。

・〔すなわち、〕事務管理の名義を以て濫りに他人の事務に干渉し、本人の欲せざることを行ふこと勿（な）からしむるものにして、本人の意思に反するも、尚ほ且つ、此者に利益なりとして、其事務に干渉する如きは、事務管理の立法の本旨に反するものなり。

・〔この場合においては、〕寧ろ〔悪意の〕不当利得の規定〔原状回復と損害賠償〕に従はしむべきものと云ふべし。

(3) ドイツの民法（本人の意思を尊重しつつ、本人の利益を優先）

ドイツ民法677条（事務管理）

委任を受けることなく、その他事務を管理する権利を与えられることなしに他人のために事務を処理する者は、本人の真の意思又は推知すべき意思に鑑みて、本人の利益に適する方法により、その管理をする義務を負う。

§ 677 BGB (Pflichten des Geschäftsführers)

Wer ein Geschäft für einen anderen besorgt, ohne von ihm beauftragt oder ihm gegenüber sonst dazu berechtigt zu sein, hat das Geschäft so zu führen, wie das Interesse des Geschäftsherrn mit Rücksicht auf dessen wirklichen oder mutmaßlichen Willen es erfordert.

3. 奉仕活動に対する制限

私たちは、生まれながらに自由を享受しているといわれていますが、法律の体系を考慮すると、人間の自由は、公共の福祉の優先の原理、および、信頼原則によって制限を受けており、それらの原理原則を守った上で、個人の自由が保障されていると考えるべきでしょう。

奉仕活動においても、人のためになるからといって、何でもしてあげてよいというわけではありません。つまり、私たちの奉仕活動は、以下のような順序で制限を受けているのです。

第1順位としての社会規範（公共の福祉と基本的人権の尊重：社会的義務の遵守義務）

- ・他人からしてほしいといわれても、してはいけないことがあります。
- ・囑託殺人、自殺教唆・幫助などを含めて不法行為は禁止されています。

第2順位としての“Do for others”（他者への貢献：信頼原則）

- ・社会規範（公共の福祉・強行規範）に反しない限りでは、他人がしてほしいことをする（義務のない利他的行為）ことは、良いことです。
- ・神や他人との契約による拘束力が生じるのも、この原則によります。

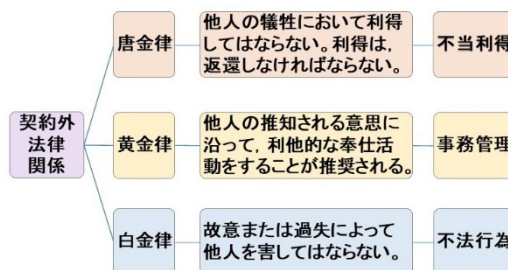
第3順位としての行動の自由（自分のやりたいことをしてよい）

- ・社会規範にも反せず、他人にしてほしいといわれていない限りで（契約に違反しない限りで）、自分の好きな（自己の利益を図ること）ことをしてよいのです。
- ・自由の余地を大きくするためには、他人の信頼を得ることが鍵となります。

4. 結論と課題

道徳規範（黄金律、白金律、唐金律）に照らして考えると、善行褒章とは、黄金律（利他的な奉仕活動を行う）を実践する児童に与えられるもの

■ 他人の犠牲において利得することなかれ（ローマ格言）
 ■ 汝の欲することを人に施しなさい（聖書）
 ■ 己の欲せざることを人に施すことなかれ（論語）



であり、その評価基準は、事務管理の規定（本人の意思を尊重しつつ、本人の最大の利益に適合することをする）に従って行われるべきであることが明らかになったと思われます。

したがって、利他的な奉仕活動する児童は、まさに、褒章に値します。ただし、繰り返しのようになりますが、奉仕活動に際しては、児童に対して、奉仕を受ける本人の意思を尊重し、本人の利益を向上させているかどうかを考慮するように促す必要があると思います。

なお、今後の課題としては、白金律を守る児童や、唐金律を守る児童は、大人であれば普通のことですが、児童にとっては、褒章に値します。これまで、善行褒章は、黄金律のみを考慮してきたと思われますが、場合によっては、白金律（やられたけれども、やり返さなかったなど）、唐金律（間違えてもらったものを正直に返すなど）を実践する児童に対しても、褒章の機会を与えることが考慮されても良いように思います。